

富津産業廃棄物最終処分場 放流水水質検査結果（令和 4年 4月分・令和 4年 5月分）

採取場所：水質監視槽出口

検査項目、分析項目				単 位	検査結果		排水基準※1
採 取 年 月 日					4月分	5月分	
検 査 結 果 確 定 日				(令和. 年. 月)	※7	04.05.16	
				(令和. 年. 月)	※7	04.06.15	
水 質 検 査 結 果	有 害 物 質	1	カドミウム及びその化合物	(mg/L)	欠測	< 0.001	0.01以下
		2	シアン化合物	(mg/L)	欠測	< 0.1	検出されないこと
		3	有機燐化合物	(mg/L)	欠測	< 0.1	検出されないこと
		4	鉛及びその化合物	(mg/L)	欠測	< 0.01	0.1以下
		5	六価クロム化合物	(mg/L)	欠測	< 0.005	0.05以下
		6	砒素及びその化合物	(mg/L)	欠測	< 0.005	0.05以下
		7	総水銀 ※2	(mg/L)	欠測	< 0.0003	0.0005以下
		8	アルキル水銀	(mg/L)	欠測	< 0.0003	検出されないこと
		9	PCB	(mg/L)	欠測	< 0.0005	検出されないこと
		10	トリクロロエチレン	(mg/L)	欠測	< 0.01	0.1以下
		11	テトラクロロエチレン	(mg/L)	欠測	< 0.01	0.1以下
		12	ジクロロメタン	(mg/L)	欠測	< 0.02	0.2以下
		13	四塩化炭素	(mg/L)	欠測	< 0.002	0.02以下
		14	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	欠測	< 0.004	0.04以下
	関 係 物 質	15	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	欠測	< 0.1	1以下
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	欠測	< 0.04	0.4以下
		17	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	欠測	< 0.3	3以下
		18	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	欠測	< 0.006	0.06以下
		19	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	欠測	< 0.002	0.02以下
		20	チウラム	(mg/L)	欠測	< 0.006	0.06以下
		21	シマジン	(mg/L)	欠測	< 0.003	0.03以下
		22	チオベンカルブ	(mg/L)	欠測	< 0.02	0.2以下
		23	ベンゼン	(mg/L)	欠測	< 0.01	0.1以下
		24	セレン及びその化合物	(mg/L)	欠測	< 0.01	0.1以下
		25	ほう素及びその化合物	(mg/L)	欠測	2.4	230以下
		26	ふっ素及びその化合物	(mg/L)	欠測	2.8	15以下
		27	アンモニア等化合物 ※3	(mg/L)	欠測	3.2	100以下
		28	1,4-ジオキサン	(mg/L)	欠測	< 0.05	0.5以下
		一	ダイオキシン類 ※4	(pg-TEQ/L)	0.00019		10以下 ※5
有 害 物 質 以 外	1	水素イオン濃度指数	(ー)	欠測	7.3	5.0～9.0	
	2	生物化学的酸素要求量	(mg/L)	欠測	1	10以下 ※6	
	3	化学的酸素要求量	(mg/L)	欠測	8.7	10以下	
	4	浮遊物質	(mg/L)	欠測	< 2	20以下	
	5	鉱油類含有量	(mg/L)	欠測	< 2	2以下	
	6	動植物油脂類含有量	(mg/L)	欠測	< 0.05	0.5以下	
	7	フェノール類含有量	(mg/L)	欠測	< 0.05	1以下	
	8	銅含有量	(mg/L)	欠測	< 0.05	1以下	
	9	亜鉛含有量	(mg/L)	欠測	< 0.05	1以下	
	10	溶解性鉄含有量	(mg/L)	欠測	< 0.05	1以下	
	11	溶解性マンガン含有量	(mg/L)	欠測	< 0.05	1以下	
	12	クロム含有量	(mg/L)	欠測	< 0.05	0.5以下	
	13	大腸菌群数	(個/cm ³)	欠測	< 300	3000以下	
	14	窒素含有量	(mg/L)	欠測	4.7	60以下	
	15	燐含有量	(mg/L)	欠測	0.04	8以下	

※1 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」における放流水の排水基準です。

※2 「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」の略です。

※3 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の略です。

※4 検査試料採取日「令和 4年 1月 5日」、検査結果確定日「令和 4年 2月 7日」のものです。

※5 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平12 総・厚3)「維持管理の基準」に定める排水基準値です。

※6 当処分場は、海域放流のためBODの基準について適用外です。

※7 排水処理設備の一部修理のため、当月分としての放流は行いませんでした。(欠測扱いになります。)